

「共生・協働・自立」のまちづくり支援

鹿児島県 志布志市

人口：34,756人

面積：289.93km²

担当部署：企画政策課

概要

住民総意のまちづくり、住民総参画の行政を理念として、地域の課題や特性について住民が話し合い、住み良い地域づくりに向けての活動を地域資源等活用しながら解決していくため「ふるさとづくり委員会」を設立。住民自らがまちづくりの計画段階から市政に参加できる体制で、合併を契機に市内21地区に拡大。行政は、各委員会が策定した「地域活性化プラン」に基づき、地域が実施する事業に補助金（上限50万円／年）の交付や、地域出身の職員をサポート職員（地域担当職員）として配置するなどの支援を行っている。

選定理由

（鹿児島県コメント）

鹿児島県では、行政や地域の自治会、ボランティア、NPO、企業など多様な主体が地域社会の担い手となり、連携・協力して課題解決に取り組む「共生・協働の地域社会づくり」を進めている。

共生・協働の地域社会づくりを進める上で、中心的な役割を担うのは地域社会を底辺で支えるコミュニティであり、また、分権型の地域社会づくりのため、今後は、地域内分権の仕組みとして、条例等によるコミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）の構築が重要と考えている。

志布志市の「ふるさとづくり委員会」も地域の力を結集し、いわば地域内分権の確立を目指す制度の一つで、これは県の提唱するコミュニティ・プラットフォームとも呼応するものであり、これからの行政と地域との連携のあり方を教示するものである。

今後は、このふるさとづくり委員会が、自治会などの地縁組織やNPOなどのテーマ型

組織と連携を図りながら、地域コミュニティ全体の機能が相対的に高まるような取組が促進され、住民自治の充実につながる仕組みづくりとして展開し、他市町村へのモデル事例となることを期待する。

背景

少子高齢化が進み、地域課題が多様化及び高度化する中で、この新しい時代の状況と課題に的確に対応するため、自己決定・自己責任のもと、地方分権が進展している。

このような中、地域生活者の実態に根ざした地域づくりを進めるためには、多様な市民の声が反映された市民参画型のまちづくり体制の推進と、市民と行政がともに協力し支え合うことにより、市民が生涯を通じて安心して暮らせる活力ある「共生・協働」による地域づくりシステムの確立が求められている。

そのため、平成14年度に旧志布志町で「ふるさとづくり委員会」を設立し、住み良い地域づくりに向けての活動を行いながら、将来のビジョンを描いた「地域活性化プラン」を作成し、プランに基づく事業を実施した。

その後、平成18年1月1日に鹿児島県曾於郡松山町、志布志町、有明町の3町合併により「志布志市」が誕生し、その取組を市内全域に拡大していった。

具体的内容

「ふるさとづくり委員会」の設立

「ふるさとづくり委員会」は、小学校区を単位とする各校区公民館ごとに、公民館とは別組織として設立。委員は、公民館役員や地域のリーダーを中心に組織された。行政の支援として、委員会設立、地域活性化プランの作成資金として各委員会に30万円を助成した。

「地域活性化プラン」

「ふるさとづくり委員会」は、地域住民によって、地域の現状、課題の把握、地域資源の発掘などを行い、ワークショップなどを重ねながら、地区点検マップを作成し、地域の課題等を整理し、ふるさとの魅力を活かした将来のビジョンとして「地域活性化プラン」をまとめる。これは、地域自ら行う事業、行政と地域が協働で行う事業、行政に依頼する事業の3つに分けられる。

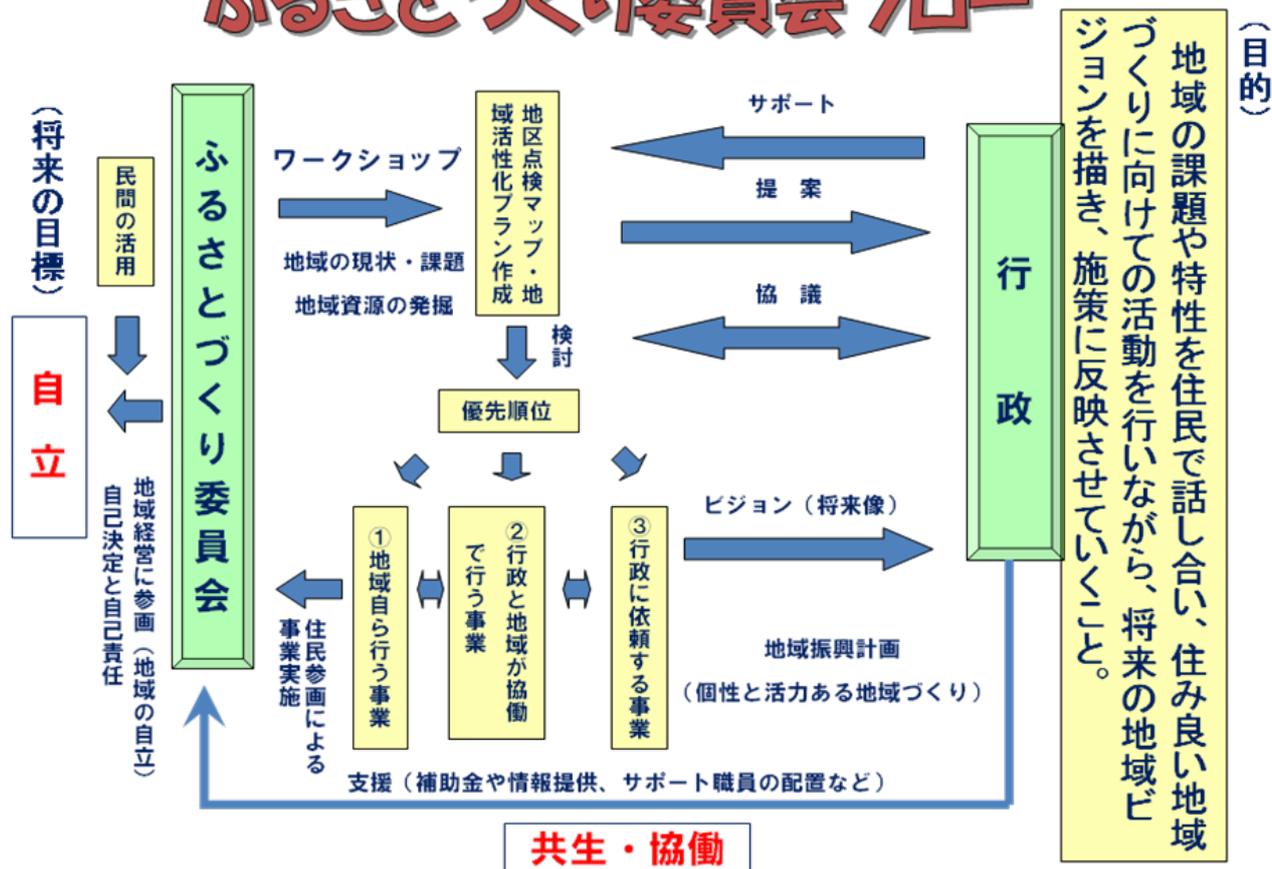
「ふるさとづくり委員会」が特色ある地域づくり活動を、「地域活性化プラン」に基づいて実施し、行政は、地域自ら行う事業に対して、毎年度50万円を上限に補助する。

サポート職員

地域住民と行政の協働を推進するため、また「ふるさとづくり委員会」におけるサポート役として、各委員会に課長級を除く全職員をサポート職員として配置し、ワークショップへの参加、プランづくりの情報提供、事務的補助、事業への参画をしている。

【参考：ふるさとづくり委員会フロー】

ふるさとづくり委員会フロー



取組中の課題・問題点

- ・ 小学校区を単位とする公民館の役員と「ふるさとづくり委員会」の役員を兼任しているところもあり、相互の連携はとれる反面、負担増となっている。
- ・ サポート職員は、基本的には出身地域に割振りしているが、出身職員が少ない地域は、他の地域の職員を地域の人口等を考慮して配置している。また、職員の異動等に伴い随時見直しを行う必要がある。
- ・ 合併前から取り組んでいる一部の地域では、取組にマンネリ化がみられる。
- ・ 「ふるさとづくり委員会」で取組、理解等温度差があるため、各委員会同士の先進事例等を基に、研修や意見交換会等が必要である。



ふるさとづくり委員会情報交換会の様子

工夫点

- ・ 毎年度の事業実施に当たっては、副市長を会長とし、各課課長等で構成する「実施委員会」で審査していた。しかし、事業の説明だけに終始し、質問が出にくい雰囲気もあり、平成20年度から「ふるさとづくり委員会」の代表者及びサポート職員代表と主管課である企画政策課及び各支所の地域振興課によるヒアリングを実施し、事業内容の審査を行っている。

「目的」「実現性」「事業効果」「見積の妥当性」「関係機関との連携」などの項目について審査し、地域活性化プランに基づいた事業か、事業の内容や実施方法は具体的か、継続的な取組が期待できるか、発展性があるか、地域全体及び近隣地区への波及効果の期待、限界集落対策など課題解決へ向けた取組か、自主財源確保ができるかなどについてヒアリングを実施し、内容によっては「地域活性化プラン」の見直しも随時行いながら進めている。
- ・ 「ふるさとづくり委員会」は、活動がしやすい小学校区単位とし、その地域住民で活動しているため、参加メンバーが把握しやすい。

効果

- ・ 市民の地域づくりに対する意識の向上（人と人とのつながり）や地域の人材育成（リーダー育成）、「自分の地域は自分たちで…考え、行動する」というシステムの構築が図られた。
- ・ 地域の特性や資源（自然・歴史・風土・文化）の再認識を図り、活用方策を探る機会になった。
- ・ 行政主導から住民主導型への転換のきっかけづくり。
- ・ 「ふるさとづくり委員会」同士の人的交流の中で地域の連携が図られる。
- ・ 職員が「ふるさとづくり委員会」に参画することで、地域とのつながりができ、地域を知る、人を知ることにつながった。また、地域の現状を知ることができ、職員のまちづくりに対する学習の場となっている。
- ・ サポート職員は地域、住民とのパイプ役として、「ふるさとづくり委員会」活動をサポートし、また住民との交流を密にすることにより、お互いの信頼関係が保たれている。
- ・ 自主的な地域課題の把握、対応策の検討及び具体的に活動を展開することにより、「コミュニティ・プラットフォーム（※）」の構築を目指していく。
- ・ 「ふるさとづくり委員会」が「地域活性化プラン」に掲げた自ら行う事業を実施することで、志布志市が目指している「市民が輝く 共生・協働・自立のまちづくり」の促進が図られ、志布志市全域の活性化につながる。

【地域活性化プラン掲載事業例】

- ・ 地域景観づくり事業、里山整備事業
（休憩所設置、昆虫の森整備など）
- ・ 青少年健全育成事業
- ・ 伝統文化伝承事業、伝統芸能の保存・活用
- ・ 休耕田等再利用促進事業
- ・ 地域資源活用事業（そば・甘藷・竹炭づくり）
- ・ 地域案内板設置事業
- ・ 郷土誌の編集・発行
- ・ ふるさとマップ作成・配布
- ・ 定住人口受入に向けた取組（宅地造成） など



⇩ 参道整備事業の様子

コミュニティ・プラットフォーム（近隣自治組織）

合併により大規模化した市町村の区域を、小学校区などの一定の地域に分け、地域の住民代表的な組織をつくり、そこに財源や権限を移譲し、自主的な地域課題解決活動を推進していく住民自治の組織手法である。つまり、住民が身近な所に決定機関と実行機関を持った地域のまとまりとして、近隣自治組織と位置づけられる。

住民（職員）の反応・評価

行政評価の議員研修の中で次のような意見があった。

- ・ 公民館活動と重複している部分もあるので、統廃合の検討と更なる連携を図ってはどうか。
- ・ 補助金 50 万円の使い道が先導し、補助金を消化するための活動になっていないか。事業の実績に対し、補助額も決定してはどうか。
- ・ 事業評価が毎年行われ、反映されるものでなくてはならないのではないかと。

事業実施してから 5 年が経過し、取組は地域に浸透し、理解を得ている。しかし、委員会のメンバーが限られていることから、一部の人の取組にならないように気をつけなければならない。

フォローアップ

毎年 1 回、各地区のふるさとづくり委員会及びサポート職員代表による「現地視察」及び「情報交換会」を実施し、各地区の先進事例をもとに活動の平準化を図っている。

今後の課題

○自主財源の確保

地域資源を活かした「甘藷栽培」や「そばづくり」、「竹炭づくり」などを行い、自主財源確保に努めている委員会もあるが、運営資金はすべて補助金というところも多く、最終的な自立を目指すためにも自主財源の確保が課題である。

○各地区の温度差

小学校区単位の公民館で委員会を組織しているため、地域の人口に差があり、5,000人～7,000人を超える市街地にある地区もあれば、100人に満たない山間部の地域もある。少子高齢化や人材不足から活動の中心になる役員が、公民館役員などを兼ねている地域もあり、必然的に温度差が生じてしまっている。また、活動が一部の方々の参加にとどまっている地区があるなど、組織づくりの形骸化、未加入者の増などで参加しづらい環境、情報が少ない等により参加者が少ない地域も存在する。

○補助金額のあり方

補助金額は、事業の内容、人口の多少に関わらずに一律上限50万円であるため、補助金の消化型の取組になっているところもある。事務内容の評価制度を導入して、補助額を決定する方法や、併せて、新規発展的な事業については、別途事業等に対応するなど検討をする必要がある。

○未設置地区の解消

市内に「ふるさとづくり委員会」が1地区だけ未設置の地区があり、市内全域に「共生・協働・自立」のまちづくりの浸透を図るためにも、「ふるさとづくり委員会」の設置の働きかけを継続的に行う必要がある。

今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 「ふるさとづくり委員会」は小学校区を基本単位としているが、その他に地区ごとの公民館が機能している。事業内容において違いがあるが、住民総意のまちづくりという観点からは同じ目的で事業展開しているため、公民館との連携を図りながら、役割を明確にすることが必要である。
- ・ 「地域のことは、そこに住んでいる住民が考え、計画を立て、実行していくこと」が基本であり、それを行政が支援し、また、協働して住み良い環境をつくり次世代に引き継いでいくことが大事である。また、住民による地域づくりは、楽しみながらやるといった遊び心や、自由な発想で、夢を話す工夫が大切。地域の描いた構想を実現する手法を、行政が見出し、アドバイスしながら、住民との合意の上で進めていくことが大事である。